総長選考・監察会議（第２回）

令和４(2022)年６月２１日（火）

１３：３０～

議　　題

〈報告事項〉

１．議長代行の指名について

〈審議事項〉

１．今年度の総長選考・監察会議の進め方について

・学内委員によるワーキング・グループへの検討付託について

・経営協議会及び教育研究評議会との定期的な懇談会について

２．　総長の賞与に係る職務実績評価の実施手順

３．　総長の業務執行状況の確認（総長及び監事と総長選考・監察会議の懇談）

４．その他

配布資料

１．第１回総長選考・監察会議議事要旨（案）

２．東京大学総長選考・監察会議委員名簿

３．令和４年度の総長選考会議への申し送り事項

４-１．総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（案）

４-２．総長の賞与に係る職務実績　自己評価書（素案）

４-３．総長の賞与に係る職務実績評価スケジュール・イメージ

４-４．総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和４年３月２４日）

５-１.総長及び監事と総長選考会議の懇談の実施について（平成２７年９月１６日）

５-２．総長と総長選考会議議長の懇談の実施について（平成３１年３月１５日）

６．令和４年度総長選考・監察会議日程（案）

資料１

第１回総長選考・監察会議議事要旨（案）

１．開催日時：令和４年６月８日（水）１８：５０～１９：２０

２．方　　法：オンライン会議（Ｚｏｏｍ）
３．出席委員：岩田、国谷、小林、佐藤、鈴木、板東、山本、須田、山内、岡部、城山、森、杉山、河村　各委員
４．陪席：吉田監事、棚橋監事
５．議題
　１　議長の選出について
　２　その他

６．配布資料
　１　東京大学総長選考・監察会議委員名簿
　２　令和４年度総長選考会議日程

７．議事
　１　議長の選出について
　事務局から、議長の選出に係る規則等について、説明があった。次いで、議長の選出のための委員の互選について意見交換が行われ、概ね次の意見があった。

・　昨年度に総長選考・監察会議に係る新たなルールを定めたため、本年度の議長としては昨年度の議論の経緯を知る委員の就任が望ましいと思われる。また、学外委員からの選任が望ましいと思われる。
・　学外者からの見え方を考えると、学外委員であって、かつ大学の教職員の出身ではない委員から選任することが望ましいと思われる。また、議長の任期は最長３年であるため、次の総長選考の際の議長は、今回選任する議長から変わることに留意する必要があると思われる。そして、議長は可能な限り長く務められる委員が望ましいと思われる。
・　学内委員はそれぞれの部局を背負う形となるため、議長は学外委員が務めることが適切と思われる。

　次いで、議長の選出のための委員の互選が行われ、欠席委員及び途中退席をした委員を除く１３名による単記無記名投票の結果、出席委員の過半数の票を得た者がいなかったため、得票多数の者２人について、再度単記無記名投票を行った結果、出席委員の過半数の票を得た岩田委員が議長に選出された。

　２　その他
　事務局から、配布資料２に基づいて、今後の日程について説明があった。

以上

資料２

東京大学総長選考・監察会議委員名簿

◎→議長、○→議長代行　　令和４年６月２１日現在

選出会議	氏　　名	任　　期	備　　考
経営協議会	岩　田　喜美枝◎	2022年4月1日 ～2023年3月31日	東京都監査委員/住友商事株式会社社外取締役・指名報酬諮問委員会委員/味の素株式会社社外取締役・取締役会議長/株式会社りそなホールディングス社外取締役・報酬委員会委員長/新潟大学経営協議会委員
経営協議会	遠　藤　信　博	2022年4月1日 ～2023年3月31日	日本電気株式会社 取締役会長
経営協議会	国　谷　裕　子	2022年4月1日 ～2024年3月31日	東京藝術大学理事/慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授/自然エネルギー財団 理事
経営協議会	小　林　いずみ	2022年4月1日 ～2024年3月31日	ＡＮＡホールディングス株式会社社外取締役/三井物産株式会社社外取締役/株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役/オムロン株式会社社外取締役
経営協議会	佐　藤　康　博	2022年4月1日 ～2024年3月31日	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役
経営協議会	鈴　木　蘭　美	2022年4月1日 ～2024年3月31日	モデルナ・ジャパン株式会社代表取締役社長
経営協議会	板　東　久美子	2022年4月1日 ～2024年3月31日	日本赤十字社常任理事
経営協議会	森　田　　朗	2022年4月1日 ～2023年3月31日	東京大学名誉教授/一般社団法人次世代基盤政策研究所代表理事/協和キリン株式会社社外取締役
教育研究評議会	岡　部　繁　男	2022年4月1日 ～2025年3月31日	医学系研究科長・医学部長 （2021年4月1日～2023年3月31日）
教育研究評議会	河　村　知　彦	2022年4月1日 ～2025年3月31日	大気海洋研究所長 （2021年4月1日～2023年3月31日）
教育研究評議会	城　山　英　明	2021年4月1日 ～2024年3月31日	未来ビジョン研究センター長 （2021年4月1日～2023年3月31日）
教育研究評議会	杉　山　正　和	2022年4月1日 ～2025年3月31日	先端科学技術研究センター所長 （2022年4月1日～2025年3月31日）
教育研究評議会	須　田　礼　仁○	2021年4月1日 ～2024年3月31日	情報理工学系研究科長 （2022年4月1日～2024年3月31日）
教育研究評議会	森　　初　果	2021年4月1日 ～2024年3月31日	物性研究所長 （2021年4月1日～2023年3月31日）
教育研究評議会	山　内　祐　平	2022年4月1日 ～2025年3月31日	情報学環長・学際情報学府長 （2021年4月1日～2024年3月31日）
教育研究評議会	山　本　隆　司	2021年4月1日 ～2024年3月31日	法学政治学研究科長 （2022年4月1日～2025年3月31日）

計１６名（敬称略、五十音順）

資料３

令和４年３月１６日
総 長 選 考 会 議

令和４年度の総長選考会議への申し送り事項

令和３年度の総長選考会議においては、『総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書（令和 3(2021)年 3 月　総長選考会議の組織検討タスクフォース)』を受け、同報告書において「総長選考会議において検討されるべきこと」とされた事項のうち、「(１) すみやかに対応が必要と思われる事項」についてまず検討を行うこととし、主に総長選考会議の議事運営上のルールについて、学内意見募集も行った上で規程類の大幅な見直しを行った。

また、同報告書において「(２) 引き続き十分な議論を踏まえて検討が必要と思われる事項（次期総長選考までに検討)」とされた諸課題及び前年度からの申し送り事項等も踏まえ、総長選考プロセスについても、令和２年度実施の総長選考を省みつつ一定の議論を行った。

さらに、前年度からの申し送り事項であった「総長の業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について」についても検討し、総長の賞与の増減に業績評価を勘案させる方法について、大枠の方針を決定した。

これらの検討を踏まえ、下記のとおり次年度へ申し送ることとする。

記

１．次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

現総長の任期満了に伴う次期総長選考は令和８年度（２０２６年度）に実施される。前回総長選考（令和２年度実施）のプロセスについては、『令和２年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書（令和 2 年 12 月 11 日　令和２年度総長選考過程検証委員会)』、前述『総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書』及び前年度からの申し送り事項の別紙『令和２年度総長選考会議　各委員への意見照会　回答集』等において多くの課題が指摘されているところであり、それらの諸課題については、次期総長選考に向けて引き続き十分な議論・検討が必要である。その検討にあたり、前回総長選考の経験も踏まえて、令和３年度の総長選考会議として特に留意すべきと考える課題を下に記す。

なお、(２) については、前回総長選考プロセスの大枠（特に、代議員会及び経営協議会による第１次候補者の推薦、総長選考会議における第２次候補者の選定等）を所与とした具体的な事項について言及している。次期総長選考については、令和４年度以降の総長選考会議がそれらのプロセスの大枠から決定していくものであり、(２)

の内容は、それらの大枠についての議論を縛る趣旨のものではないことを付言しておく。

（１）総長選考プロセスの大枠について

①選考プロセス全体

次期選考に向け、総長選考会議において各年度に取り組むべき基本的事項を行程表の形で改めて整理しておく必要がある。

選考プロセスの検討にあたっては、教学と経営の長を分ける可能性が存在することも踏まえ、引き続き双方の長を総長とするか、大学としての方針を改めて確認することが前提となる。

また、選考プロセスへの職員の参画の在り方についても改めて検討する必要がある。

②求められる総長像

現状の「求められる総長像」は、比較的少ない項目と短い文章で構成された抽象度合いの高いものとなっているが、より具体的なものにすべきとの意見もあり、その可能性も含め改めて検討することが必要である。

③意向投票

総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは引き続き有意義であると考える。ただし、複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要である。

（２）総長選考プロセスにおける具体的事項について

①第２次候補者の絞り込み方法

総長選考会議において第１次候補者を第２次候補者に絞り込む方法については、前回選考時よりも詳細なルールを事前に定めておくべきである。ルールを定めるに当たっては、その内容として、次の点の検討が必要である。

・東京大学総長選考会議内規において「３人以上５人以内」と規定されている第２次総長候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか、検討すべきである。

・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべきであり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われ

る批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある。

②候補者情報の収集の在り方

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への３０分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。なお、候補者情報の収集の在り方の検討に際しての参考材料とするため、令和２年度において人材コンサルティング会社による調査を試行的に実施したことに関連して、「令和３年度の総長選考会議への申し送り事項」において当該調査の報告会（プレゼンテーション）の実施が申し送られていた。令和３年度の総長選考会議では諸般の事情により実施できなかったが、当該申し送りがあったことを付言しておく。

③候補者情報の発信・提供の在り方

第１次候補者及び第２次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれの公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め詳細に議論した上で決定すべきである。

そのうち、特に第２次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。

④経営協議会への働きかけ

経営協議会における第１次候補者推薦の在り方についても、そのプロセスの充実・実質化を図る方策、日頃から候補者となり得る者の情報を得る機会の拡大等の点で、問題提起があった。今後、経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す等、総長選考会議としても適切な対応が期待される。

２．総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

令和４年４月１日施行の国立大学法人法の改正により、総長選考（・監察）会議の権限が追加される予定である。これに伴い、これまで行ってきた総長の業務執行状況の確認について、監事との連携の在り方を含め、その具体的な確認方法を改めて検討する必要がある。

総長の賞与の増減に業績評価を勘案させる方法についても、令和３年度中に決定し

た大枠の方針に沿い、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法等、詳細について詰める必要がある。また、将来の総長候補の育成の在り方については引き続きの検討を要する。

資料４－１

（案）

令和４年〇月〇日

総　　長　殿

総長選考・監察会議議長
岩田　喜美枝

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成１６年４月１日役員会議決）第９条第２項及び第３項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 28 年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和３（２０２１）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和４年３月 24 日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程を下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

日　時	内　容
令和４年 ７月上旬	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
８月下旬	総長から、総長選考・監察会議への自己評価資料の提出
９月１６日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議への自己評価資料の説明
１１月１８日	監事と総長選考・監察会議の懇談 総長選考・監察会議における総長の職務実績評価の決定
１１月１８日	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を経営協議会に報告
１１月下旬	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知

以　上

総長の賞与に係る職務実績　自己評価書（素案）
（評価対象期間：令和３（2021）年度）

１．中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の(1)から(3)にご記入ください。また、根拠を示す資料を添付してください。

(1)　2021 年度における中期計画及び UTokyo Compass の進捗度、達成度について、概括的な評価として該当するとお考えの区分を次の区分からお示しください。

A：計画を著しく上回って進捗している
B：計画を上回って進捗している
C：計画の達成に向けて順調に進捗している
D：計画の達成のためには遅れている
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

自己評価区分：＿＿＿＿＿＿

(2)　(1)の自己評価とした根拠のうち、進捗度、達成度が高いとお考えの事項（目標番号と 2021 年度末までの取り組み状況）をいくつかお示しください。

(3)　(1)の自己評価とした根拠のうち、今後に向けて改善が必要とお考えの事項（目標番号と今後の対応方針）をお示しください。

２．１以外の業務について、特記すべき事項があれば記入してください。

総長の賞与に係る職務実績評価スケジュール・イメージ

資料４－３

経営協議会	総長選考・監察会議	総長	監事
	６月２１日 ：第２回総長選考・監察会議 ・賞与に係る職務実績評価の実施手順について審議・決定		
	７月上旬 ・賞与に係る職務実績評価の自己評価書の提出依頼 →		
		自己評価資料作成	
	８月下旬 ・総長から自己評価書の提出 ←		
	９月１６日：第３回総長選考・監察会議 ・総長と総長選考・監察会議の懇談 （総長から自己評価書に基づく説明）		
	１１月１８日：第４回総長選考・監察会議 ・監事と総長選考・監察会議の懇談 （監事と総長の業務執行状況について意見交換） ・総長選考・監察会議による総長の職務実績評価の決定	→	→
１１月１８日 ・経営協議会に報告事項として付議 ←	**１１月１８日** ・総長の職務実績評価を経営協議会へ報告		
	１１月下旬 ・総長へ職務実績評価の結果を通知 →	**評価結果受領** ・役員の賞与の支給日及び支給基準（H28.11.24総長裁定）に基づき決定	

※上記スケジュールは、 必要に応じて適宜見直しを行う。

資料４－４

令和４年３月２４日
総長選考会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成１６年４月１日役員会議決）第９条第２項及び第３項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成２８年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

１　職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

２　職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

（１）職務実績の評価対象期間は、前年度１年間における実績評価とする。

（２）職務実績の評価は、11 月までに行う。

３　職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	（増減率）
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

４　職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

５　職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

６　実施

この決定は、令和４年４月１日から実施する。

平成２７年９月１６日
総 長 選 考 会 議

総長及び監事と総長選考会議の懇談の実施について

総長選考会議は、次のとおり総長及び監事との懇談を実施する。

１．総長と総長選考会議の懇談
・年１回程度開催する。

２．監事と総長選考会議の懇談
・２年に１回程度開催する。

＜背景＞
①平成２７年度の総長選考会議への申し送り事項（H27.3.13）において、「中間評価を補完する観点から総長と総長選考会議の懇談の機会の設定についても併せて検討を行う。」とされている。

②「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）H26.8.29付け26文科高第411号」において、「学長等選考会議は，選考した学長の業務執行の状況について，恒常的な確認を行うことが必要であること。業務執行の状況についての確認を行う時期については，各国立大学法人等の実情に応じて，学長等選考会議において適切に判断すべきものであること。」とされている。

③「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会」において、「日常的な業務執行状況については，監事が監査を行うこととされており，監事による業務執行状況の監査も学長の評価の重要な要素である。学長選考組織においても，監事との意見交換などを通じて，学長の職務状況を適切に把握していくことが求められよう。」とされている。

資料５－２

平成３１年3月１５日
総 長 選 考 会 議

総長と総長選考会議議長の懇談の実施について

総長と総長選考会議議長の懇談を次のとおり実施する。

１．開催
・懇談は、定期的に行うものとする。
（例）経営協議会（総長選考会議）の開催月の前月（５月、７月、１０月、１２月、２月）に開催するなど、あらかじめ設定しておくことも考えられる。
・所要時間は、通常３０分～１時間とする。
・特に懇談すべきテーマがない場合は、当該回の開催を見送る。

２．参加
・総長と議長のほか、総長選考会議構成員の参加も可とする。

３．テーマ
・懇談のテーマは、総長又は議長のいずれの側からも設定できるものとする。
・懇談のテーマが決定した場合は、開催通知に併せて通知するものとする。
・総長選考会議構成員は、懇談で取り上げるべきテーマがある場合は、議長に申し入れるものとする。

＜背景＞
平成３０年度に実施した総長の中間評価において、総長の任期後半に向けた課題が抽出された。
「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）H26.8.29付け26文科高第441号」において、「学長等選考会議は，選考した学長の業務執行の状況について，恒常的な確認を行うことが必要である」とされており、これらの課題に対する取り組み状況について、総長と総長選考会議の懇談の機会を活用するほか、総長と総長選考会議議長の懇談を定期的に開催し、恒常的に確認していく。

資料６

令和４年度　総長選考・監察会議日程（案）

月　　日	事　　項	備　　考
6.8(水) 17:30～19:00	総長選考・監察会議(第１回)	経営協議会 16:00～17:30
6.21(火) 13:30～15:00	総長選考・監察会議(第２回)	教育研究評議会 15:00～16:30
9.16(金) 14:00～16:00	総長選考・監察会議(第３回) ※総長との懇談	経営協議会 16:00～17:30
11.18(金) 14:00～16:00	総長選考・監察会議(第４回) ※監事との懇談	経営協議会 16:00～17:30
1.11(水) 14:00～15:30	総長選考・監察会議(第５回)	経営協議会 16:00～17:30
3.15(水) 14:00～15:30	総長選考・監察会議(第６回)	経営協議会 16:00～17:30

※「総長との懇談」及び「監事との懇談」は、下線の日程内で行う予定。